

山梨県公報

号外第五十四号

平成二十六年

九月三十日

火曜日

目次

規則

- 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則……………一
- 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第三十一号

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

山梨県知事 横内 正明

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

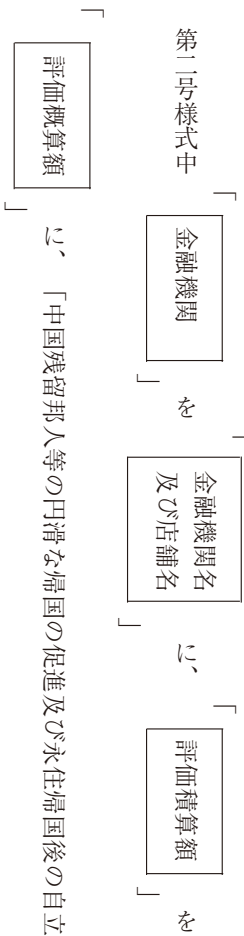
第一条 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「以下「法」を「次条第一項において「法」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「以下「施行令」を

「同条第三項において「施行令」に改める。

第一号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第85条又は刑法」を「昭和25年法律第144号」第85条又は刑法(明治40年法律第45号)に改める。



の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第三号様式備考及び第四号様式備考中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第七号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第20条の規定による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第20条の」に改める。

(山梨県職業訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「永住帰国(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)に、「第十条の永住帰国した」を「第二条第四項に規定する永住帰国をいう。以下この号において同じ。した」に改め、「中国残留邦人等」の下に「(同条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。)」を加え、「労働省通達昭和五十六年職発第三百二十号及び訓発第二百二十四号の別添三「広域求職活動費支給要領」一の(1)のりに規定する者」を「同法第六条第二項に規定する親族等」に改める。

(山梨県事務委任規則の一部改正)

第三条 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように

改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に関する次のこと。

イ 第十四条第一項に規定する支援給付に関する事務であつて、同条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法に基づくもの（第三号イからリまで及びブルからヨまでに掲げる事務に限る。）

ロ 第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給に関する事務であつて、同条第三項において準用する第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法に基づくもの（第三号イからリまで、ル及びワからヨまでに掲げる事務に限る。）

ハ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付に関する事務であつて、同条第二項において準用する第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法に基づくもの（第三号イからリまで及びブルからヨまでに掲げる事務に限る。）

（山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号を次のように改める。

三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は次に掲げる支援給付のいずれかを受けている者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）

ロ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第三十二号

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第一条 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「以下「省令」」を「第十九条において「省令」」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業開始資金 母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金をいう。

二 事業継続資金 母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金をいう。

三 修学資金 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金をいう。

四 技能習得資金 母子技能習得資金、父子技能習得資金及び寡婦技能習得資金をいう。

五 修業資金 母子修業資金、父子修業資金及び寡婦修業資金をいう。

六 就職支度資金 母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金をいう。

七 医療介護資金 母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金をいう。

八 生活資金 母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金をいう。

九 住宅資金 母子住宅資金、父子住宅資金及び寡婦住宅資金をいう。

十 転宅資金 母子転宅資金、父子転宅資金及び寡婦転宅資金をいう。

十一 就学支度資金 母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金をいう。

十二 結婚資金 母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金をいう。

第二条中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第九条第一項(令第三十八条において準用する場合を含む。)に規定する」を「の保証人及び令第九条第一項の」に、「以下」を「第一号において」に、「いう」を「総称する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、令第三十一条の六第四項の保証人若しくは令第三十七条第四項の保証人又は令第三十一条の七若しくは第三十八条において準用する令第九条第一項の保証人について準用する。

第三条第一項中「母子福祉資金の」を「資金の」に、「以下」母子福祉資金貸付申請者」を「第一号及び第三号において「申請者」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書」に改め、同項第一号中「母子福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 申請者が現に二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下この条において「子等」という。)を扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本

第三条第三項中「前二項の」を「前三項の」に、「資金の貸付けを受けようとする者は、前二項に掲げる」を「知事に提出する申請書には、これらの規定に規定する」に、「次表」を「次の表」に、「貸付金」を「資金」に、「当該」を「同表の」に、「知事に」を「添えて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「において準用する法第十三条第一項」を削り、「寡婦福祉資金の」を「資金の」に、「寡婦福祉資金貸付申請者」を「この項において「申請者」に、「前項に定める申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(第一号様式)」に改め、同項第一号中「寡婦福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項第二号中「寡婦福祉資金貸付申請者が現に二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「子等」という。))」を「申請者が現に二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「子等」という。))」を「申請者が現に二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「子等」という。))」を「第二号様式)及び」に改め、同項第三号中「寡婦福祉資金貸付申請者」を「申請者」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十一条の六第一項の規定による資金の貸付けを受けようとする者(第一号及び第三号において「申請者」という。)は、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本

二 収入状況明細書(第二号様式)

三 申請者が現に子等を扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本
第四条中「第三十二条第三項」を「第三十一条の六第四項又は第三十二条第四項」に、「貸付金」を「資金」に、「母子福祉団体(以下「母子福祉団体」)を「母子・父子福祉団体(第七条において「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」に改め、同項に「母子福祉団体の定款及び」を「母子・父子福祉団体の定款」に改める。

第六条中「母子(寡婦)福祉資金借用証書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借用証書」に改める。

第七条中「保証人」を「当該借受者の保証人」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届」に改める。

第八条第一項中「第七条」の下に、「第三十一条の五」を加え、同条第二項中「母子(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書」に改める。

第九条中「母子(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金減額申出書」に、「母子(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書」に改める。

第九条の二中「(令第三十七条第二項において準用する場合を含む。))」を削り、「母子(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、令第三十一条の六第五項又は第三十七条第五項の規定による据置期間の延長の申請をしようとする場合について準用する。

第十一条中「(令)を「(令第三十一条の七又は)」に改める。

第十二条第一項中「(令)を「(令第三十一条の七又は)」に、「母子(寡婦)福祉資金借受資格喪失届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受資格喪失届」に改め、同条第二項中「前項」を「前項の場合」に、「場合」を「とき」に、「借受者の」を「当該借受者の」に、「又は」を「又は当該借受者の」に改め、同条第三項中「第十三条(令)を「又は第十三条(令第三十一条の七又は)」に、「又は」を「又は当該借受

者の」に改める。

第十三条中「(令)を」(令第三十一条の七又は)に改める。

第十四条中「(令)を」(令第三十一条の七又は)に、「母子(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書」に改める。

第十五条中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項」に、「母子(寡婦)福祉資金償還免除申請書」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金償還免除申請書」に改める。

第十六条中「保証人を」を「当該借受者の保証人を」に、「母子(寡婦)福祉資金借受保証人変更届」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金借受保証人変更届」に改める。

第十八条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の開始の届出)」に改め、同条中「又は第三十三条第三項」を「(法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。)」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業開始届」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第三十三条第四項の規定による届出は、母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業開始届(第十六号様式)によらなければならない。

第十九条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の変更の届出)」に改め、同条中「第九条第二項」を「第六条の十七の四又は第七条」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業変更届」に改める。

第二十条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業等の廃止又は休止の届出)」に改め、同条中「第三十二条第四項」を「第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項」に、「母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」を「母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届」に改める。

第一号様式中 「母 子 福祉資金貸付申請書」 や 「母 子 福祉資金貸付申請書」

「母 子 福祉資金の」 や 「母子(父子)福祉資金の」 「母親・後見人」 や 「母(寡婦)」 (寡婦)

親・父親・後見人」 「母子及び寡婦福祉法(以下「法」という。)」 や 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」 「法第13条第2項」 や 「母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第2項」

「母 子

第四号様式中 「母 子 福祉資金貸付申請書(団体貸付用)」 や 「(父子)福祉資金(寡婦)」 (寡婦)

金貸付申請書(団体貸付用)」 「母 子 福祉資金の」 や 「(父子)福祉資金の(寡婦)」 (寡婦)

「母 子 福祉資金貸付審査会の意見」 や 「(父子)福祉資金の」 (寡婦)

「法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」

「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」

「人」

ない	配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者	寡婦	人
「人」			人

「貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者の氏名、住所及び家庭の状況」 や 「貸付けを受けようとする事業に使用される者」 「母子(寡婦)福祉資金借入金」 や 「母子(父子)(寡婦)福祉資金借入金」 「3家庭の状況欄には、事業に使用される者が現に扶養している児童及びその他の家族について記入すること。」

- 「3 貸付けを受けようとする事業に使用される者の欄は、
- (1) 母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、
 - (2) 父子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、
 - (3) 寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、

次により記入すること。

母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条各号に掲げる者について記入する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の6第4項各号に掲げる者について記入する。

寡婦について記入する。

「配偶者のない女子及び」や「配偶者のない女子及び配偶者のない男子並びに」「法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者」「配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者並びに寡婦」

「母子福祉団体にあつては、主たる事務所の所在地」

「母子福祉団体にあつては、名称及び代表者の氏名」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金を」

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金貸付金減額申出書」(母子)福祉資金貸付金

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金貸付金減額申出書」(母子)福祉資金貸付金

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金据置期間延長申請書」(母子)福祉資金

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金据置期間延長申請書」(母子)福祉資金

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金借受資格喪失届」(母子)福祉資金借受

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

「母子福祉資金の」(父子)福祉資金の

令第111条

の規定により資格を失つたため

事実(発生年月日)

年月日) ころぬ。

第十三号様式中「母子 福祉資金償還金支払猶予申請書」や「母子 福祉資金償還金支払猶予申請書」

償還金支払猶予申請書」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」

第十四号様式中「母子 福祉資金償還免除申請書」や「母子 福祉資金償還免除申請書」

除申請書」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」 「母子 福祉資金を」

第十五号様式中「母子 福祉資金借受保証人変更届」や「母子 福祉資金借受保証人変更届」

保証人変更届」 ころぬ。

第十六号様式中「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届」や「母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業開始届」

第十七号様式中「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届」や「母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業変更届」

業に」や「母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業に」

第二十条 山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 山梨県事務決裁規則（昭和四十二年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 山梨県事務決裁規則（昭和四十二年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表子育て支援課の部五の款中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、

第四条 山梨県障害者幸住条例施行規則（平成五年山梨県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正前の山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するこゝがよい。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番